

大和市公告第63号

大和市障害者自立支援センター条例（平成17年大和市条例第28号）第8条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

令和7年8月1日

大和市長 古谷田 力

1 施設の概要

- (1) 名 称 大和市障害者自立支援センター（以下「支援センター」という。）
- (2) 位 置 大和市鶴間一丁目19番3号
- (3) 施設機能

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援に関する事業

イ 法第5条第18項に規定する相談支援に関する事業

ウ 法第77条第1項第3号に規定する事業

エ その他市長が必要と認める事業

2 申込期間

令和7年8月1日（金）から同年9月19日（金）まで（午前8時30分から午後5時まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

3 申込場所

大和市あんしん福祉部障がい福祉課

4 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 申込みの資格

募集要項に定める応募資格を満たす団体であること。

6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

- (1) 第1項第3号アからエまでに掲げる事業に関する業務
- (2) 支援センターの利用の承認に関する業務
- (3) 支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

7 選定の基準

- (1) 支援センターを利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 支援センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 支援センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 支援センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

8 その他

詳細は募集要項のとおり。